5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
6　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川
2　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川右岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県阿賀野市粕島字中島529番地先から新潟県阿賀野市下里字仲作776番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　阿賀野市長　加藤　博幸
住所　新潟県阿賀野市岡山町10番15号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
6　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年３月26日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年２月９日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　令和８年３月２日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

仙台市宮城野区港四丁目10番16号**仙台港バイオマスパワー合同会社**の工場財団に仙台市宮城野区港四丁目10番16号仙台港バイオマスパワー発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月９日　　仙台法務局

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号**和歌山御坊バイオマス発電合同会社**の工場財団に和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番10和歌山御坊バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月９日

和歌山地方法務局御坊支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和８年１月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーエス　中嶋枝里子　富山県富山市婦中町西本郷436―１　国土交通大臣許可（般―６）第29211号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

政治資金監査人名簿登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六三六八	七、一二、五	川口　明浩
六三六九	七、一二、五	清水　努
六三七〇	七、一二、五	松本　茂裕
六三七一	七、一二、五	南井　哲
六三七二	七、一二、五	玉那覇章誇
六三七三	七、一二、五	髙橋宏典
六三七四	七、一二、一九	乾　将太
六三七五	七、一二、一九	佐藤夏帆
六三七六	七、一二、一九	関口和夫
六三七七	七、一二、一九	田中幸一朗